

千曲市告示 第 46 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 3 月 25 日

千曲市長 小川 修一

1 指定納付受託者

名称	事務所の所在地	指定日
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲 3-3-3	令和 8 年 4 月 1 日

2 納入義務者から委託を受ける歳入

- ・千曲市手数料条例（平成 15 年千曲市条例第 64 号）第 2 条の規定による証明手数料、第 3 条の規定による郵便料のうち、戸籍、住民票、税の証明書に関するもの
- ・千曲市公民館条例施行規則（平成 15 年千曲市教育委員会規則第 19 号）第 10 条の規定による事業の経費

3 指定期間

- ・令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで